

鳥取県告示第495号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診 療 科 目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害	山根 明文	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院
神経内科	肢体不自由	周藤 豊	〃
消化器外科	ぼうこう又は直腸機能障害	岩本 明美	倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院
神経内科	音声・言語機能障害 肢体不自由	土井 あかね	鳥取市三津876 独立行政法人国立病院機構鳥取 医療センター
呼吸器・膠原病内科	呼吸器機能障害	唐下 泰一	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害	倉繁 拓志	鳥取市的場一丁目1 鳥取市立病院